

エコマーク商品類型 No.167 認定基準書 清掃用資材 Version1.0

分類 B. 清掃用具

制 定 日:2025年1月1日

有 効 期 限: 2031 年 12 月 31 日



[目次]

1. 認定基準制定の目的	1
2. 適用範囲	1
3. 用語の定義	1
4. 認定の基準と証明方法	4
4-1.環境に関する基準と証明方法	4
4-1-1.共通基準と証明方法	4
4-1-2.材料に関する基準と証明方法	6
4-2.品質に関する基準と証明方法	8
5 商品区分, 表示など	۶



エコマーク商品類型 No.167 認定基準書 清掃用資材 Version1.0 分類 B. 清掃用具

1. 認定基準制定の目的

ビルメンテナンス業(清掃管理業務)において、環境に配慮された清掃用資材の使用や、廃棄物の適正処理(法令順守)を徹底するための業界ガイドラインの策定など、環境面に対して様々な取り組みが進められている。こうした背景を踏まえ、エコマーク事務局では2021年にビルメンテナンスのうち清掃管理業務を対象としたエコマーク認定基準である「清掃サービス」を制定した。

エコマーク商品類型「清掃サービス」認定の認知が業界全体に徐々に浸透している中で、ビルメンテナンス業(清掃管理業務)における環境対応をさらに促進するためには、清掃業務のオペレーションだけではなく使用する清掃用資材も両輪で取り組みを進めていくことが重要である。しかし現時点では、環境配慮型の清掃用資材の開発と上市は十分に進んでいないのが現状である。そこで、本基準の策定は「清掃サービス」認定基準のうち、清掃用資材に関する基準項目との整合を図るとともに、清掃用資材分野における環境配慮型製品の普及を促進することを目的に、製品ライフサイクル全体における環境配慮への取り組みを評価するための要求事項を設定した。なお、本基準の策定にあたっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」における役務「清掃」の判断の基準に対応した観点も網羅することで、国の環境政策との整合を図った。

2. 適用範囲

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」における「建築物清掃業」または「建築物環境衛生総合管理業」に該当する事業者が清掃管理業務に用いる清掃用具のうち、別表 1 に該当する製品。ただし、以下は対象に含まない。

- ・主として家庭で使用されることを目的に販売される清掃用具
- ・交換部品または消耗部品を除き、金属材料のみで構成されている清掃用具
- ・電気を使用する清掃用機械器具

3. 用語の定義

共通基準に関する用語			
「リサイクル マテリアルリサイクルをいう。エネルギー回収(サーマル!			
	ル)は含まない。		
処方構成成分	製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分をいう。 製造プロセス上、不可避的に混入する不純物成分は含まない。		
材料に関する用語			
再生材料	プレコンシューマ材料またはポストコンシューマ材料またはそれら		
	の混合物。本商品類型では、未利用繊維を含むものとする。		

→1 .¬>,>,¬ →++₩N	制口を制性オスエ和の家庭ルートから逐生オス社園オキはて白
プレコンシューマ材料	製品を製造する工程の廃棄ルートから発生する材料または不良
	品。ただし、材料の製造工程内で発生し、再び同一の工程(工場)
10-1	内で原料として使用されるものは除く。
ポストコンシューマ材料	製品として使用された後に、廃棄された材料または製品。
木材に関する用語	
再·未利用木材	以下に定義する間伐材、廃木材、建設発生木材および低位利用
	木材をいう。
・間伐材	林分の混み具合に応じて、目的とする樹種の個体密度を調整す
	る作業により生産される木材。
・廃木材	使用済みの木材(使用済み梱包材など)、木材加工工場などから
	発生する残材(合板・製材工場などから発生する端材、製紙未利
	用低質チップなど)、剪定した枝、樹皮などの木材および木質材
	料。
・建設発生木材	新築・増築工事、修繕模様替え、その他工作物に関する工事など
	の建設工事に伴って廃棄物となった木材および木質材料。本商
	品類型では、建築解体木材を除く。
·低位利用木材	林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太か
	ら得られる木材、曲がり材、小径材などの木材。また、竹林で産
	出される環境保全上の適切な維持管理のために伐採する竹も
	含む。なお、小径材については、末口径 14cm 未満の木材とし、
	以下のaあるいはbに該当する場合は、中立的な第三者あるい
	は公的機関によって、持続可能な管理がなされている森林であ
	ることの認証を受けているものとする。
	a. 天然生林から産出された丸太から得られる小径材
	b. 人工林において皆伐、群状拓伐および帯状拓伐によって産
	出された丸太から得られる小径材
木質部	木の実質(植物繊維も含む)。
森林認証制度	独立した森林認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関が森
	林を経営する者の森林管理水準を評価・認証する仕組み(林野
	庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイド
	ライン(平成 18 年 2 月 15 日)」より)。
クレジット方式	個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製
	造された製品全体に使用された森林認証材とそれ以外の原料
	の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材が等しく使わ
	れているとみなす方式をいう(環境省「環境物品等の調達の推進
	に関する基本方針(令和5年12月)」より抜粋)。
プラスチックに関する用語	
プラスチック	単一もしくは複数のポリマーと、特性付与のために配合された添
	加剤、充填材などからなる材料。
ポリマー	プラスチック中の主な構成成分である高分子材料。本商品類型
	では繊維としての使用を含む。
バイオマス	もともと、生態学で生物(bio)の量(mass)を示す用語である。
	本認定基準では、化石燃料を除く、動植物に由来する有機物で
	ある資源のことをいう。
バイオマスプラスチック	原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するバイオベ
	一ス合成ポリマーからなるプラスチックで、原料として植物を使
	用するプラスチックは、植物由来プラスチックともいう。ポリエチ
	/11 / ピノ ノハ / / / 小口 /

	レン(PE)、ポリエチレンテレフタレート(PET)ポリ乳酸(PLA)お
	よびポリトリメチレンテレフタレート(PTT)などがある。
	※ISO16620-2 または ASTM D6866 に規定される ¹⁴ C 法
	によるバイオベース炭素含有率が確認できるもの。
バイオベース合成ポリマー	全面的または部分的にバイオマス資源を原料として、化学的およ
	び/または生物学的工業プロセスによって得られるポリマー。
	ISO 16620-1 3.1.4 に定義される biobased synthetic
	polymer を指す(原文 polymer obtained through
	chemical and/or biological industrial process(es)
	Wholly or partly from biomass resources)。
バイオベース合成ポリマー	製品(または認定基準で指定する部分)に占めるバイオベース合
含有率	成ポリマー中のバイオマス資源由来部分の割合。でんぷん等の天
	然ポリマーは含まれない。ISO 16620-1 3.1.5 に定義される
	biobased synthetic polymer content を指す(原文
	biobased synthetic polymer content:amount of
	biobased synthetic polymer present in the
	product).
繊維に関する用語	
プレコンシューマ材料(繊	製品を製造する工程の廃棄ルートから発生する材料または不良
維)	品。ただし、原料として同一の工程内でリサイクルされるものは
	除く。
未利用繊維	コットンリンター、紡績時に発生する短繊維(同グレードの糸とし
	ては利用できないものや、利用に際し何等かの処理を必要とす
	るもの)、廃植物繊維質から取り出した繊維(バナナ繊維など)な
	ど、未利用原料を用いた繊維。
・コットンリンター	綿の繊維のうち、開花後4~12日頃に遅れて突起をはじめた短
	い地毛。
・廃植物繊維質	農作物の収穫および製造工程で発生する農業残渣など、通常は
	廃棄される茎などの未利用の植物の繊維質部分。
リサイクル繊維	プレコンシューマ材料およびポストコンシューマ材料からリサイク
	ルされた繊維。リサイクルの方法により、反毛繊維、ポリマーリサ
	イクル繊維、ケミカルリサイクル繊維、その他のリサイクル繊維
	(故繊維から直接に撚糸、裁断、裂き織りなどによりリサイクルさ
	れた繊維)がある。
・反毛繊維	プレコンシューマ材料およびポストコンシューマ材料の故繊維を
	反毛機で解きほぐし、綿状に戻した繊維。
・ポリマーリサイクル繊維	合成樹脂または合成繊維の再生原料を、再生処理フレークまた
	はペレットなどを利用してポリマー構造を変えずにリサイクルさ
	れた繊維。
・ケミカルリサイクル繊維	ナイロンまたはポリエステルなどの合成樹脂または合成繊維の
	再生原料から、ポリマーを解重合して得たモノマーを原料として
	重合して得たポリマーからなる繊維。
・繊維由来リサイクル繊維	ポリマーリサイクル繊維またはケミカルリサイクル繊維のうち、故
	繊維を主原料としたリサイクル繊維。プレコンシューマ材料およ
	びポストコンシューマ材料の故繊維を原料として対象とするが、
	ポストコンシューマ材料の故繊維を受け入れてリサイクルしてい
	る実績がある場合に限る。繊維化までの一連のリサイクル工程に
	投入される主たる再生原料が故繊維であれば、投入される再生

3/24

EM167V1.0:2025

	原料の一部に廃プラスチックが含まれる場合でも、投入される再生原料の全量を故繊維由来とみなすことができる。
故繊維	不要になった中古衣類を含む廃繊維製品類。家庭や事業所から 回収される使用済みの古着、古布である「ボロ」と、織布工場の 糸くず、縫製工場の裁断くずなどの製造工程から発生する「屑繊 維」の両方を指す。
バイオマス合成繊維	バイオマスプラスチックを原料とする合成繊維。

4. 認定の基準と証明方法

各基準項目への適合の証明については、付属証明書に必要事項を記載するとともに、各基 準項目を満たすことが証明できる資料、説明文書などを提出すること。

4-1.環境に関する基準と証明方法

4-1-1.共通基準と証明方法

(1)製品全体質量における金属材料の質量割合が 50%以上となる製品は、従来品と比較して 長期間の使用、リサイクル容易性、表面加工などに関する配慮がなされていること。具体 的には、金属材料は別表 2 の要求項目のうち 5 項目以上に適合すること。

【証明方法】

製品構成割合証明書および金属材料に関する環境配慮設計チェックリストを提出すること。

(2)製品を構成する主要材料(金属材料が製品全体質量の50%以上を占める製品は、金属材料を除いた主要材料)に占める再生材料等の質量割合が、別表3(a)の区分①~③の基準配合率を満たすとともに別紙1に適合すること。なお、交換部品や消耗部品は主要材料に含めない。

ただし、ウエス、不織布クロス、フロア清掃用不織布シートについては、<mark>別表 3(b)</mark>を満たすこと。また、モップ糸(ラーグ)については、<mark>別表 3(b)</mark>を満たす、または基準項目(12)を満たすこと。

【証明方法】

使用する主要材料(<mark>別表 3(a)</mark>の区分①~⑬、または<mark>別表 3(b)</mark>)について、対応する<mark>別紙</mark> 川「主要材料毎の基準配合率に関する証明方法」に従う証明書類を提出すること。

(3)<u>別表 1</u>において本項目への適合が要求される製品にあっては、交換部品または消耗部品の提供がなされること。または、部品の交換を請け負うための体制が整備され、製品利用者の依頼に応じて部品の交換やメンテナンスを行っていること。

【証明方法】

製品の交換可能部位を説明する資料を提出すること。取扱説明書、パンフレット、製品ラベルなどに交換部品または消耗部品に関する情報提供がなされていることを示す資料を提出すること。部品の交換体制については、回収、修理、返却など体制全体の概要が分か

(4)製品は、ポリマー骨格にハロゲンを含むプラスチックおよび繊維の使用のないこと(プラスチック部品、コーティング樹脂および繊維を指し、着色材、添加剤、フッ素系加工剤は本項目を適用しない)。

【証明方法】

本項目への適合・不適合を付属証明書に記載すること。

(5)製品の包装は、減量化やリサイクル容易性などに配慮して設計されていること。また、プラスチック製包装を用いる場合には、ポリマー骨格にハロゲンを含むプラスチックを使用していないこと。

【証明方法】

付属証明書に適合・不適合、および設計上配慮した内容を記載すること。なお、容器包装の写真や設計書などを用いて補足して説明してもよい。

プラスチック製包装材料について、ポリマー骨格にハロゲンを含むプラスチックの使用の有無を付属証明書に記載すること。

(6)抗菌剤を使用する場合は、一般社団法人抗菌製品技術協議会の SIAA マーク、または一般 社団法人繊維評価技術協議会の SEK マーク等の認証を受けた商品であること。

【証明方法】

付属証明書に抗菌剤の使用有無を記載し、抗菌剤を使用する場合には、一般社団法人抗 菌製品技術協議会の SIAA マーク、または一般社団法人繊維評価技術協議会の SEK マ ーク等の認証を受けていることを示す書類を提出すること。

(7)申込製品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など(以下、「環境法規等」という)を順守していること。

また、申込日より過去 5 年間の環境法規等の順守状況(違反の有無)を報告すること。 なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連 する環境法規等を適正に順守していること。

【証明方法】

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、 申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名 称一覧の記載または添付)を提出すること。

また、過去 5 年間の行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下の a)および b)の書類を提出すること。

a) 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)

- b)環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1)~5)の資料(記録文書の写し等)
 - 1) 工場が立地している地域に関係する環境法規等の一覧
 - 2) 実施体制(組織図に役割等を記したもの)
 - 3) 記録文書の保管について定めたもの
 - 4) 再発防止策(今後の予防策)
 - 5) 再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

4-1-2.材料に関する基準と証明方法

製品を構成する主要材料(金属材料が製品全体質量の 50%以上を占める製品は、金属材料を除いた主要材料)が、以下に示す材料に関する基準 A~C のいずれかを満たすこと。ただし、主要材料以外の材料、および交換部品または消耗部品は、「4-1-2.材料に関する基準と証明方法」に関する基準項目は適用しない。

<A.木材>

(8)使用する接着剤、塗料に処方構成成分としてトルエン・キシレンを添加している場合は、日本産業規格 JIS A 1901「建築材料の揮発性有機化合物(VOC)、ホルムアルデヒド及び他のカルボニル化合物放散測定方法 - 小型チャンバー法」に従って測定した放散速度が定量下限値以下であること。ただし、屋外で使用されることを前提として販売される製品は本項を適用しない。

【証明方法】

付属証明書にトルエンおよびキシレンの添加有無を記載すること。左記物質を添加している場合は、JIS A 1901 に定める試験結果を提出すること。

- (9)接着剤、塗料を使用した製品にあっては、ホルムアルデヒドの放散について、以下の a)~c)のいずれか一つに適合すること。
 - a) JIS 規格または JAS 規格による F☆☆☆☆等級に相当していること。
 - b) JIS A 1460「建築用ボード類のホルムアルデヒド放散量の試験方法 デシケーター 法」により測定したホルムアルデヒド放散量が平均値: 0.3mg/L 以下、最大値: 0.4mg/L 以下であること。
 - c) JIS A 1901「建築材料の揮発性有機化合物(VOC)、ホルムアルデヒド及び他のカルボニル化合物放散測定方法 小型チャンバー法」により測定したホルムアルデヒド放散速度が 5 μg/(m²·h)以下であること。

【証明方法】

材料あるいは製品における接着剤、塗料の使用の有無を付属証明書に記載すること。なお、接着剤、塗料の使用のある場合は、以下の a)~c)のうち、いずれか一つの方法を用いて証明すること。

a) JIS 規格または JAS 規格による F☆☆☆☆等級の表示が認められたことを証明する 書類またはその写しを提出すること。

b,c) JIS A 1460 あるいは JIS A 1901 に定める方法に従い、第三者機関または自社などによる試験結果を提出すること。ただし、紛体塗料、建築基準法の告示対象外とされている JIS に該当する塗料は、それを証明あるいはその写しを提出することで試験結果に代えることができる。F☆☆☆☆等級に相当する塗料が使用できない場合には、塗装後、十分な養生期間を設け、出荷段階で F☆☆☆☆等級に相当することを試験結果などで確認していることを説明する文書を提出すること。

<B.プラスチック>

(10)プラスチック部品は、別表 4 に規定する重金属類の含有基準値を満たすこと。

【証明方法】

付属証明書に適合・不適合を記載すること。なお、再生材料を使用したプラスチック部品について、第三者機関または自社などにより実施された重金属類の試験結果を提出すること。試験方法はRoHS 指令、ISO8124-3、厚生省告示370号などに準拠した方法とする。

<C.繊維>

- (11)繊維への化学物質の使用については、以下 a)~c)の全ての要件を満たすこと。
 - a) 各種加工(防かび、蛍光増白、柔軟、衛生、抗菌、製品漂白、難燃など)について、必要 最小限にとどめ、過剰加工にならないよう十分配慮し、人体への安全性に疑義のある 加工剤の使用は自粛すること。また、別表 6 の基準に適合すること。
 - b) 遊離ホルムアルデヒド量は、<u>別表 7</u> の基準値に適合すること。ただし、屋外で使用されることを前提として販売される製品は本項を適用しない。
 - c) 使用する染料、顔料において、<u>別表8</u>の①、②、③に定める染料・顔料、およびクロムを 処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】

- a) 申込者または製造事業者は製品の加工の有無などを記載した証明書を提出すること。対象となる種類の加工あるいは薬剤が使用されている場合には、別表 6 の対象物質の不使用あるいは使用化学物質を確認できる安全データシート(SDS)、または試験結果などの証明書類を提出すること。
- b)遊離ホルムアルデヒド量について、第三者機関または自社などによる試験結果を提出 すること。
- c) 染色工場(原着、プリント含む)による当該物質の不使用証明書、あるいは試験結果を提出すること。「繊維製品に係る有害物質の不使用に関する自主基準(日本繊維産業連盟)」に準拠し、縫糸などを除く全ての繊維材料について、サプライチェーンの各段階において別表8の①、②、③に定める染料・顔料およびクロムの不使用を不使用宣言または試験結果などの書面により確認し、トレーサビリティを明確にして管理を行っている場合は、申込者または製造事業者による管理方法を説明する証明書(確認書類のサンプルを含む)でもよい。

- (12)回収システムを有するモップ糸(ラーグ)は、使用後に適法に引き取られ、再使用(リュース)またはリサイクルされるものであり、以下の a)~c)を満たすこと。
 - a) 申込者は、使用後に不用品となった製品を引き取り、リサイクルされる仕組みを整えていること。製品は、構成される素材の 70%以上が当該システムによりリサイクル可能な素材で設計されており、リサイクルできない部分は、これを環境に調和した方法でエネルギー回収すること。リース、レンタルなどにより製品を回収し、再使用する場合については、使用後の製品の状態を回復する処置をとり、複数回再使用するための仕組みを整えていること。使用後に申込製品の用途として再使用できなくなった製品は、カスケードリユースなど別用途として利用されるか、素材のリサイクルを行い、これらが行えない部分は環境に調和した方法でエネルギー回収すること。
 - b) 使用後引き取り、再使用またはリサイクルされること、および引き取りを要請する際の 連絡先を製品本体に表示すること。販売先が特定されているなどの理由により周知が 容易に行える場合はカタログ、ウェブサイトなどへの表示で代えることも可とする。
 - c) (任意事項)製品総質量(繊維部分質量)に占める、<u>別表 3(a)</u>に規定する未利用繊維、リサイクル繊維の質量割合が 10%以上、バイオベース合成ポリマー含有率が 4%以上かつバイオマス合成繊維の質量割合が 10%以上を満たすこと。

【証明方法】

別紙 1「主要材料毎の基準配合率に関する証明方法」の回収システムを有するモップ糸(ラーグ)に従う証明書類を提出すること。

4-2.品質に関する基準と証明方法

(13)製品の品質については、該当する JIS、業界や検査機関などの規格、または自社規格などにより、品質管理がなされていること。

【証明方法】

該当する品質規格への適合として、品質試験結果などを提出すること。

5. 商品区分、表示など

- (1)商品区分(申込単位)は、2.適用範囲の別表 1 に示す対象品目、およびブランド名毎または シリーズ名毎とする。また、別表 3(a)および(b)の主要材料の組み合わせが異なる製品は、 別の商品区分とする。製品の大小および色調による区分は行わない。
- (2)「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)の特定調達品目に該当する製品は、エコマークのウェブサイトにおいて、判断の基準への適合状況を公表する。
- (3)原則として、製品本体などに下記のロゴマークを表示すること。なお、エコマーク商品を保有するエコマーク使用契約者においては、これまでどおりの表示および認定番号を記載することも可とする。



(表示方法に関する注記)

- * ロゴマークの表示においては、エコマーク認定番号(8 桁の数字)または使用契約者名を表記すること。
- *「エコマーク使用の手引」2.(2)項に準じて、「エコマーク商品」などを表記してもよい。 「エコマーク商品」、「#エコマーク」、「www.ecomark.jp」、「Eco Mark Certificate」
- * 環境省「環境表示ガイドライン (https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/)」などに準拠して、ロゴマークと関連付けて認定商品の環境主張を表記してもよい。
- * その他、上記に記載のない事項は「エコマーク使用の手引」に従うこと。 (https://www.ecomark.jp/office/guideline/guide/)

[発行] 公益財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局 https://www.ecomark.jp/nintei/167.html □sinsei@ecomark.jp

[制改定履歴]

2025年1月1日 制定(Version1.0) 2031年12月31日 有効期限予定

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。

別表 1. 対象品目一覧

対象品目(50 音順)	概要・用途	4-1-1.(3) への適合
ウエス 雑巾 化繊クロス 不織布クロス	汚れや埃などの拭き取り	_
運搬器具	ごみの回収や清掃用具、リネン類の運搬など	0
グリストラップ清掃用具	グリストラップの清掃	_
自在ほうき シダほうき フロア清掃用不織布シート 床用パッド 床用ブラシ	床清掃	0
スイーパー(手動式)	床表面の塵やごみなどの回収	0
スポンジ たわし	こすり清掃	_
スポンジモップ (吸水モップ)	水浸し床の清掃(汚水回収)	0
先端付け替え式ハンドル	ほうき、フロア清掃用不織布シート、床用パッド、床用ブラシ、自在ほうき、ほこり落とし、モップ糸(ラーグ)などの柄	
清掃機材用アクセサリ	清掃機材に交換用部品として取り付けるスクイ ジー、ブラシ、パッド、フィルターなど	_
清掃用スクレーパー	対象物のこびりつき汚れ剥がし	0
清掃用パネル	注意喚起用看板	_
清掃用品収納バッグ	清掃用具の運搬	_
雑巾・タオルハンガー	使用後の雑巾干し	
ちりとり	はき集めた塵やごみなどの回収	0
トイレ用ブラシ	便器の清掃	_
粘着ローラー	カーペットのほこり取り	0
バケツ	貯水、運搬	_
ほこり落とし	ほこり取り、静電気除塵具、鳥毛はたきなど	_
モップ糸(ラーグ)	床清掃、フロアーポリッシュの塗布	_
モップ絞り器	モップ絞り	_
モップハンガー	モップ保管	_
ラバーカップ(通水用具)	トイレなどの排水管の詰まり除去	
床用・窓用スクイジー (水切り用具)	床や窓などの表面の液体除去	0
その他清掃用具	上記に記載の無い清掃用具	_

表 2. 金属材料に関する環境配慮設計チェックリスト (要求項目のうち 5 項目以上の適合が必要)

No.	目的	要求項目	適合
1	長期使用の 促進	水などに接触することを想定して、さびにくい材質の使用や加工がなされている	□はい/水に接触 することが想定 されない □いいえ
2		異なる機種の部品と共通することにより、修理の 容易化または部品等の交換の容易化を考慮した	□はい □いいえ
3		部品等に使用する原材料の種類数の削減を考慮した	□はい □いいえ
4	リサイクル 容易性	金属素材の組成は、使用後の同系統の素材へのリサイクルを想定し、日本における汎用的な成分の素材を使用している	□はい □いいえ
5		分離選別が困難な異なる合金種(SUS304 と SUS316 など)を組み合わせて使用していない	□はい □いいえ
6	表面加工	金属メッキ加工で六価クロムを使用していない ※小付属(ネジ、ビスなど製品の機能上必要な小さ な部品)への使用は除く	□はい/金属メッ キ加工無し □いいえ
7	への配慮	塗料には、揮発性有機化合物(トルエン、キシレン) を使用していない	□はい/塗料の使 用無し □いいえ

別表 3(a). 主要材料毎の再生材料およびバイオマスプラスチック/合成繊維などの基準配合率一覧

主要材料		区分		基準配合率
A.木材	①再・未利用木材		100% * ¹	低位利用木材のうち小径材において、用語の定義 a あるいは b に該当する場合の森林認証については、別紙に記載の補足を満たしているものであること。
	②再·未利用木材以外の木材 (森林認証木材)		70% 以上	質量割合はクレジット方式による認証方 式でもよい。
		③プレコンシューマ材料	50% 以上	
B.プラス	再生プラス	材料	25% 以上	
チック	チック	⑤プレコンシューマ材 料 + ポストコンシュ ーマ材料	50% 以上	ポストコンシューマ材料は質量に 2 を乗じて計算し、左記の基準配合率を満たすこと。
	⑥バイオマスプラスチック		25% 以上	バイオベース合成ポリマー含有率が 25% 以上を満たすこと。
	⑦未利用繊維		10% 以上	ただし、キュプラ繊維を使用した製品の基準配合率は 70%以上を満たすこと。
		8反毛繊維	10% 以上	
		⑨ポリマーリサイクル 繊維クル	50% 以上	樹脂量として再生ポリマー50%以上を満 たすこと。
	リサイクル		25% 以上	繊維由来リサイクル繊維に該当する場合は、 は、故繊維由来の再生ポリマーが 25%以上を満たすこと。
C.繊維	繊維	… 	50% 以上	モノマー量として再生モノマーが 50%以 上を満たすこと。
			25% 以上	繊維由来リサイクル繊維に該当する場合は、故繊維由来の再生モノマーが 25%以上を満たすこと。
		⑪その他のリサイク ル繊維	50% 以上	
	⑫バイオマス合成繊維		25% 以上	左記に加え、バイオベース合成ポリマー含 有率が 10%以上を満たすこと。
	③セルロース系化学繊維		70% 以上	森林認証材または、コットンリンターから なる原料(セルロース)が 70%以上を満 たすこと。

^{*1:} 質量割合は、気乾状態*2または20±2℃、湿度65±5%で恒量*3に達した時点での製品または各材料の質量比率を指す。

^{*2:}通風のよい室内に 7 日間以上放置したものをいう。なお、国内外の公的な乾燥材含水率 基準のうち含水率 15%以下の含水率基準に相当している木材を使用している場合は適 用できることとする。

^{*3:24} 時間毎の質量を測定し、その変化率が 0.1%以下になったものをいう。

別表 3(b). 個別製品毎の基準配合率(主要材料:繊維)

該当製品	基準配合率		
ウエス	検品による不良布、古着および古布を裁断したリサイクル布		
710	が 100%使用されていること。		
	別表 3(a)の基準配合率を満たすこと。		
不織布クロス	ただし、通常繰り返し使用しない製品(一度きりの使用で廃		
フロア清掃用不織布シート	棄される製品)で、別表 3(a)の⑦~⑪に該当する場合は、		
	基準配合率が 70%以上を満たすこと。		
	製品全体の総質量(繊維部分質量)に占める未利用繊維、リ		
モップ糸(ラーグ)	サイクル繊維(別表 3(a)の⑦~⑪)およびその他の再生材		
	料の合計質量割合が 25%以上を満たすこと。		

別紙 1. 主要材料毎の基準配合率に関する証明方法

【証明方法】 <**A.木材**>

①:再:未利用木材

再・未利用木材の質量割合についての証明書、各製造工程における事業者名を記載した 製造工程・管理証明書、および原料事業者の発行する原料が再・未利用木材であることの 証明書を提出すること。なお、原料事業者が多数の場合は、原料事業者一覧表および原料 取引量上位 10 社の証明書を提出すること。

原料に間伐材を使用する場合は、産地、樹種、数量、植栽年を記載した産地証明書と対象となる林分の写真を提出すること。間伐率や何回目の間伐かといった情報もできる限り報告すること。

原料に低位利用木材を使用する場合は、以下について記載した証明書を提出すること。該 当する場合は、第三者による持続可能な森林であることの認証を受けたことを証明する書 類をあわせて提出すること。

- ・森林の種類(天然生林、人工林など)、産地、樹種。人工林の場合は、植栽年についても記載すること。
- ・どのような状況(病虫獣害・災害を受けた、曲がり材あるいは小径材であるなど)で産出された木材であるか。小径材については、施業方法、末口径などを報告すること。

また、低位利用木材のうち、原料に竹を使用する場合は、以下について記載した証明書と竹林の周辺の写真または地図を提出すること。

・竹の種類、産地、周辺の状況、環境保全上の適切な維持管理のための伐採であることの 説明、管理計画、数量。

補足 1. 用語の定義に規定する森林認証について

	・経済的、生態学的かつ社会的利益のバランスを保ち、アジェンダ 21 および森林原則声明に同意し、関連する国際協定や条約を遵守したものであること。			
認証の基準について	・確実な要求事項を含み、持続可能な森林にむけて促進し方向 付けられているものであること。			
	・全国的あるいは国際的に認知されたものであり、また生態学的、経済的かつ社会的な利害関係者が参加可能な開かれた プロセスの一部として推奨されていること。			
認証システムについて	・認証システムは、透明性が高く、幅広く全国的あるいは国際的な信頼性を保ち、要求事項を検証することが可能であること。			
認証組織・団体について	・公平で信頼性が高いものであること。要求事項が満たされていることを検証することが可能で、その結果について伝え、効果的に要求事項を実行することが可能なものであること。			

②:再・未利用木材以外の木材

森林認証木材の質量割合についての証明書および、製品として第三者の森林認証を受けていることの証明書を提出すること。

<B.プラスチック>

③~⑤: 再生プラスチック

再生プラスチックの質量割合についての証明書、各製造工程における事業者名を記載 した製造工程・管理証明書、および原料供給事業者が発行する原料供給証明書を提出すること。

< C. 繊維 >

⑦~⑪:未利用繊維・リサイクル繊維

繊維材料の質量割合についての証明書および繊維材料供給事業者の発行する原料証明書を提出すること。繊維由来リサイクル繊維の基準を適用する場合は、直近 1 年間程度の再生原料の受入量(投入量)とその内訳(故繊維、その他廃プラスチックなど)の実績、およびポストコンシューマ材料の故繊維の受入れ体制と実績についても報告すること。

ただし、生地などにエコマーク認定品を使用する場合は、当該生地などの「ブランド名」、「認定番号」および「型式・品番など」を付属証明書に記載することで、原料証明書の提出に代えることができる。

③:セルロース系化学繊維

以下の a)、b)全ての要件を満たすこと。

- a) セルロースの原料に森林認証材を使用する場合にあっては、質量割合の証明書(クレジット方式による算出割合ではなく、申込製品における実配合率として満たすこと)および製品の第三者機関の認証書を提出すること。申込製品について認証を受けていない場合は、糸段階以降の繊維製品の認証書、その認証品の出荷状況(商取引証明書など)および認証品の使用割合と管理方法を説明した証明書を提出すること。
 - 上記以外の部分に森林認証材以外の木材が使用される場合にあっては、原料として使用される原木が、その 伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法な木材であること。具体的には、森林認証材以外の木材が使用されている場合は、森林認証材以外の木材についての合法性が確認されたものであって、CoC 認証により認証を受けている製品であること。
 - セルロースの原料にコットンリンターを使用する場合にあっては、⑦による証明方法を参照すること。
- b) 繊維製造に使用されるパルプの漂白は塩素ガスの使用がなく、繊維製造に使用される 溶剤(レーヨン: 二硫化炭素、キュプラ: 銅アンモニウムなど)は、回収またはクローズドで 再利用される設備を整えており、適正に管理されていること。
 - 上記について確認できる、繊維製造事業者による証明書を提出すること。

15/24

EM167V1.0:2025

<B.プラスチック、C.繊維>

⑥、②: バイオマスプラスチック・バイオマス合成繊維 以下の a)~c)の全ての要件を満たすこと。

- a) バイオベース合成ポリマー含有率を計算した証明書を提出すること。そのうちバイオマスプラスチック(原料樹脂)は、ISO16620-2 または ASTM D6866 に規定される ¹⁴C 法によるバイオベース炭素含有率の測定結果の値と成分組成を用いて、ISO16620-3 に規定される方法により算出したバイオベース合成ポリマー含有率の測定結果を記載すること。なお、測定結果と規格上のバイオベース合成ポリマー含有率に 10%を超える乖離がある場合には、その理由も説明すること。添付書類として、バイオベース炭素含有率の測定結果を提出すること。また、認定後のバイオベース合成ポリマー含有率の適正な維持について、原料樹脂供給事業者(販売事業者を含む)が発行する以下のいずれかの証明書を提出すること。
 - ・バイオベース炭素含有率の測定を定期的に実施すること、および測定結果をエコマーク 事務局の要請に応じて開示できることの説明文書
 - ・バイオベース合成ポリマー含有率の管理について、第三者による監査または認証を受けていることの証明書
- b) プラスチック製造に原料として使用するバイオマスの持続可能性については、別表 5(a) 「バイオマスプラスチック(原料樹脂)の持続可能性に関するチェックリスト」に適合するとともに、サプライチェーンを把握していること。ただし、バイオマス原料の持続可能性について第三者による監査または認証(プラスチック等の持続可能性を検証する国際認証制度など)を受けている場合には、その結果を別表 5(a) の提出に代えることができる。具体的には、バイオマス原料の素性(栽培地(国、州、市等)または廃棄物・副産物等の発生過程など)および(原料樹脂)製造までの一連の製造工程のフロー図(基礎化学品(モノマー)の製造、ポリマー製造等の関係する事業者名を明らかにすること)、およびチェックリストまたは第三者による監査または認証を受けていることを示す資料を提出すること。なお、エコマークで認定事例のないバイオマスプラスチックやバイオマス原料を使用した製品のエコマーク申請にあたっては、エコマーク事務局から申請者(もしくは樹脂供給者等)に原料等に関する情報提供(別表 5(b))を要請する場合がある。
- c) バイオマスプラスチック(原料樹脂)について、原料調達から廃棄・リサイクルに至るまでの温室効果ガスの排出量(CO²換算)が、代替しようとする従来の樹脂と比較して増加しないことを示す第三者によるライフサイクルアセスメント(LCA)の結果を提出すること(LCA の評価結果とともに算定条件を示すこと。プラスチックの持続可能性を検証する国際認証制度などにおいて LCA の検証を受けた場合には、そのデータを用いることでもよい。また、原料や製造工程(工場)が同じ場合には、学術雑誌等で発表された論文を用いることでもよい)。

*⑫バイオマス合成繊維のみ

ただし、中間製品としてエコマーク認定品を使用する場合は、当該糸・生地などの「商品名(商品ブランド名)」、「認定番号」および「型式・品番など」を付属証明書に記載することで、原料樹脂供給事業者(販売事業者を含む)または繊維材料供給事業者に係わる証明書(原料証明書、バイオベース炭素含有率の測定結果、認定後のバイオベース合成ポリマー含有率の適正な維持についての証明書、バイオマスプラスチック(原料樹脂)の持続可能性に関するチェックリスト・LCA評価結果)の提出に代えることができる。

<回収システムを有するモップ糸(ラーグ)>

以下の a)~c)の全ての要件を満たすこと。

- a) 下記の補足 2 に規定する引き取り、リサイクルの体制が整備されていること(引き取り システム、処理能力、処理内容、製品のリサイクル容易設計など)の説明として広域認 定制度の認定書類の写しなどとともに、引き取り、リサイクルの実績の分かる資料を提 出すること。また、申込製品毎に製品全体の素材構成とリサイクル可能素材の割合を 記載した証明書を提出すること。
- b) 回収を周知するための表示部分を提出すること(使用契約者名、認定番号の表示部分など)。周知が容易に行える場合の表示の代替については、その理由を説明すること。
- c) 別紙 1 の⑦~⑫の証明方法に従って証明書を提出すること。

補足 2. 引取・リサイクル(再使用含む)に関する証明書類

「広域認定制度」の認定を受けているケースであれば、下記③~⑥は全て満足する。 廃棄物の運搬・処分を委託する場合には、廃棄物処理法に従った方法で行い、下記③~⑥ の証明が必要となる。

- ①引取・リサイクルシステムの名称
- ②引取・リサイクルの区分 (再使用(カスケードリユース)/マテリアルリサイクル/ケミカルリサイクル)
- ③引取・リサイクルシステムの概要

(引取・リサイクルシステム稼働実績にもとづくものとする)

- 1) 財源
- 2) 引取の担保

例:ユーザとの引取契約、製品への織ラベル縫付など

3) 引取・リサイクルシステムの稼働状況

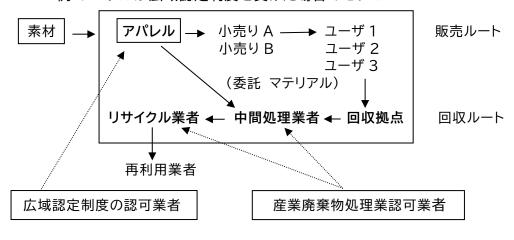
例:引取・リサイクル対象製品・素材(天然繊維 100%、合繊混紡率など)、 引取・リサイクルシステム適用地域、

引取率(引取数/販売数)、リサイクル率(リサイクル数/引取数)、 製品当りのリサイクル率(リサイクル質量/製品質量)、

引取能力、リサイクル処理能力(〇〇t/年)、

再商品化展開用途など

4) 引取・リサイクルシステム全体像と関係者の位置づけ 例: アパレルが広域認定制度を受けた場合のモデル



④リサイクル処理事業者名称および廃棄物処理業許可の有無

- 1) 自社工場内処理(申込者)
- 2) 中間処理業者
- 3) 最終処理業者

などの関係者毎に事業者名称および廃棄物処理業許可などの証明書 (許可が不要な場合は理由と管轄の行政機関による法適合性の説明など)

⑤リサイクル処理業者への引き渡し方法

申込製品の排出形態(産業廃棄物、一般廃棄物、有価物など)および排出者からリサイクル処理事業者までの申込製品引き渡し方法に関する説明

⑥契約書の提出

- 1) 産業廃棄物処分および収集運搬委託契約書の写し
- 2) 業務委託契約書(申込者と引取・リサイクルシステム運用者間の業務委託)の写しなど

別表 4. 含有率基準値

化学物質名	含有率[wt%]
鉛およびその化合物	≦0.1
水銀およびその化合物	≦0.1
カドミウムおよびその化合物	≦0.01
六価クロム化合物	≦0.1

18/24

EM167V1.0:2025

別表 5.(a) バイオマスプラスチック(原料樹脂)の持続可能性に関するチェックリスト

		要求			実施方法
No	目的	安小 (実現されなくてはならない項目)	対象	実現	(該当する全ての項目に☑)
1	地球温暖化の防止、自然生態系の 保全	植物を栽培する主たる農地は、 2008年以降に生物多様性の価値が高い土地、炭素蓄積量の多い土地(森林・泥炭地など)からの土地改変が行われていないか。	農地	□はい/ □いいえ/ □残渣・副産物ま たは廃棄物に該 当するため、本 項は適用しない *	□現地の土地改変に係る法令を確認した。 □現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した。 □植物の調達に関するガイドラインを定め、公表している。または、独立した第三者によるガイドラインに準拠している。 ・ガイドライン名 [] ・公表場所 [] □植物の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。 ・認証制度名 [] □その他(具体的に記入)
2	生態系の保全	遺伝子組み換え農作物を原料とする場合、安全性の確保について評価を行ったか。	農地	□はい/ □いいえ/ □遺伝子組み換え 農作物は不項 のためない □残渣・副産物に、 は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	た第三者によるガイドラインに準拠している。 ・ガイドライン名 [] ・公表場所 [] □植物の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。 ・認証制度名 []
3	土地の酸性化・富 栄養化、水質汚染 の防止		農地	□はい/ □いいえ/ □残渣・副産物ま たは廃棄物に該 当するため、本 項は適用しない *	□現地の肥料・農薬に係る法令を確認した。 □現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した。 □植物の調達に関するガイドラインを定め、公表している。または、独立した第三者によるガイドラインに準拠している。 ・ガイドライン名 [] ・公表場所 [] □植物の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。 ・認証制度名 [] □その他(具体的に記入)

		要求			実施方法
No	目的	安小 (実現されなくてはならない項目)	対象	実現	・
4	適正な水利用	植物の主たる栽培地における水の使用状況を把握したか。	農地	□はい/ □いいえ/ □残渣・副産物ま たは廃棄物に該 当するため、本 項は適用しない *	□現地の水使用に係る法令(取水制限など)を確認した。 □現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した。 □植物の調達に関するガイドラインを定め、公表している。または、独立した第三者によるガイドラインに準拠している。 ・ガイドライン名 [] ・公表場所 [] □植物の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。 ・認証制度名 [] □その他(具体的に記入)
5	再生資源の利用、 食糧との競合回 避	バイオマスプラスチック(原料樹脂)の粗原料の一部として、現地の再生資源が入手可能な場合、優先的に使用したか。	原料樹脂	□はい/ □いいえ/ □再生資源が入手 できないため本 項の適用外	使用する再生資源名 [] 再生資源の発生量・割合 []
6	地球温暖化の防止	粗原料の主たる製造工場において、発酵などにより地球温暖化係数の高いメタンを排出する場合、その処理状況を把握したか。	粗原料 製造 工場	□はい/ □いいえ/ □本項の適用外 (左記に該当し ない)	□現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した。 □その他(具体的に記入) []
7	非化石エネルギー源、再生可能エネルギー源の利用	栽培から原料樹脂製造までの工程において、非化石エネルギー源(例えば、バガスやバイオガス、オフガスなど)や再生可能エネルギーを出来る限り活用したか。	製造工場	□はい/ □いいえ	エネルギー名と活用方法 []
8	法令順守	バイオマスプラスチック(原料樹脂)製造は、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など法令を順守しているか。	樹脂 製造 工場	□はい/ □いいえ	モノマー製造事業者・工場名 [] 樹脂製造事業者・工場名 []

^{*} EU の再生可能エネルギー指令(RED)による残渣・副産物(Residues)または廃棄物(Waste)

別表 5.(b) 新たなバイオマスプラスチックまたはバイオマス原料を使用した製品の 申請に係る情報提供シート

攵		
4	刀	

エコマーク事務局 宛

会社名	
部 署:	
記載者名	
E-mail	:

1. エコマーク申請商品に使用されるバイオマスプラスチックに関する情報

項目	記入欄
樹脂の種類(例:PE)	
構造式	
 主な用途(成型品・繊維)	
エ 3 / 1 / 2 / 3 / 3 / 3 / 3 / 3 / 3 / 3 / 3 / 3	 □上市済み(□国内/□海外)
ハーク・ハフラハアラブの土巾に土座里	□未発売(発売予定時期 年 月頃)
	生産量(予定・推測を含む) トン(年)
	土産里()/足・推測を召む/
樹脂を製造する事業者名(および URL)	
(提案者以外の事業者を含めて、提案樹種	
のバイオマスプラスチックの製造事業者名	
を記載して下さい)	
代替する樹脂(化石資源由来の樹脂)	
原料から樹脂製造までの一連の製造工程	別紙可
のフロー図	
(原料採取からモノマー、樹脂製造までの	
各工程の説明、発酵工程などの有無等)	
全面的バイオマス/部分的バイオマス	□全面的バイオマス(バイオベース合成ポリマー含有
	率 100%)
	□部分的バイオマス → 当該樹脂中に配
	合できる最大のバイオベース合成ポリマー
	含有率【 %】
マスバランス(MB)方式の有無	□実配合 / □MB 方式
	※MB 方式の場合には、本取扱方針の対象外です。
生分解性能の有無	□あり / □なし
使用後の処理方法	
代替する樹脂(化石資源由来の樹脂)と比	
較して、廃棄・リサイクル等の課題はある	
か。(想定される廃棄方法等)	

2. バイオマス原料の素性

項目	記入欄
バイオマス原料(植物名など)の種類	
栽培地(国、州、市等)、または廃棄物・副産物	
等の場合には発生過程等	
当該バイオマス原料の生産量または発生量	
当該バイオマス原料の主な用途(主産物また	
は副産物のどちらに該当するか。)	
栽培地の状況(植物の場合、どのような土地	
で栽培されているのか。(例:泥炭地))	
今後、当該バイオマスプラスチック生産が拡大	
した場合、原料への影響はあるか。	
(他用途への影響、原料となる植物栽培の急	
拡大による他への影響の可能性など)	
食糧との競合はないか。	
再生資源は利用可能か。	
(再生資源の場合、発生源、収集方法、EU	
RED での扱いなど)	

3. バイオマス原料の持続可能性に関する情報

項目	記入欄
原料に関する持続可能性の認証制度またはイ	
ニシアティブ等(例:RSPO、ISCC)の存在の	
有無および取得状況(ある場合は具体的な名	
称と基準内容)	
原料の栽培に関して NGO や研究者から持続	
可能性の観点で指摘されている点があるか。	
(ある場合には、具体的な内容、URL)	
その他、当該バイオマス原料について懸念と	
なる部分はあるか。	

4. その他

項目	記入欄
同じバイオマス原料を利用して製造されたバ	
イオマスプラスチックの存在有無	
(ある場合には、樹脂名を記載)	
その他	

*その他、製造事業者の会社概要や関連する資料を添付して下さい。本情報提供シートでご提出いただいた情報は、エコマークの申請書類の一つとして、エコマーク事務局および関連委員会限りで取扱います。なお、審査委員会は、提出されたチェックシートの情報にもとづきバイオマスプラスチックの持続可能性を精査しますが、必要に応じて追加調査や、審査委員会内に設置された評価パネルに照会を行うことがあります。また通常の審査よりも審査期間が長くなる場合があります。

別表 6. 繊維への加工剤の基準

物質名	基準	試験方法	対象製品
有機水銀化合物	検出されないこと	厚生省令第34号	防かび剤が使用されて
トリフェニルすず化合物			いる製品
トリブチルすず化合物			
ディルドリン	30ppm以下	厚生省令34第号	毛製品、防虫加工剤が
DTTB		OekoTex	使用されている製品
APO	検出されないこと	厚生省令34号	防炎剤、難燃加工剤が
TDBPP			使用されている製品
ビス(2・3-ジブロムプロピ			
ル)ホスフェイト化合物			
PFOS	使用のないこと	_	フッ素系撥水剤、はっ
PFOSF			油剤、防汚加工剤が使
PFOA			用されている製品
PFHxS			

別表 7. 繊維からの遊離ホルムアルデヒド量の基準

		対象製品		
物質名	乳幼児用	直接肌に触れる可	その他	試験方法
	(生後 24 月以下)	能性の高い製品	製品	
ホルムアルデ	検出せず	75ppm	300ppm	厚生省令第34号
ヒド	(16ppm以下)	以下	以下	

別表 8. 禁止染料・顔料リスト(繊維)

①分解して下記の発がん性アミン類を生成する可能性があるアゾ系色素(JIS L 1940-1 および JIS L 1940-3(ISO24362-1、ISO24362-3、あるいは EN 14362-1、EN14362-2)に より下記の芳香族アミンの検出値が 30mg/kg を超えて検出されるもの)

CAS RN	名称
92-67-1	4-Aminobiphenyl
92-87-5	Benzidine
95-69-2	4-Chloro-o-toluidine
91-59-8	2-Naphthylamine
97-56-3	o-Aminoazotoluene
99-55-8	2-Amino-4-nitrotoluene
106-47-8	4-Chloroaniline
615-05-4	2,4-Diaminoanisole
101-77-9	4,4'-Diaminodiphenylmethane
91-94-1	3,3-Dichlorbenzidine
119-90-4	o-Dianisidine; 3,3'-Dimethoxybenzidine
119-93-7	o-Tolidine; 3,3'-Dimethylbenzidine
838-88-0	4,4'-Diamino-3,3'-dimethyldiphenylmethane
120-71-8	p-Cresidine
101-14-4	4,4'-Diamino-3,3'-dichlorodiphenylmethane
101-80-4	4,4'-Diaminodiphenylether
139-65-1	4,4'-Diaminodiphenylsulfide

CAS RN	名称
95-53-4	o-Toluidine
95-80-7	2,4-Diaminotoluene
137-17-7	2,4,5-Trimethylaniline
90-04-0	o-Anisidine
95-68-1	2,4-Xylidine
87-62-7	2,6-Xylidine
60-09-3	4-Aminoazobenzene

②発がん性染料

CAS RN	C.I.	
569-61-9	C.I. BASIC RED 9	CI 42500
2475-45-8	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500
3761-53-3	C.I. ACID RED 26	CI 16150
2602-46-2	C.I. DIRECT BLUE 6	CI 22610
1937-37-7	C.I. DIRECT BLACK 38	CI 30235
573-58-0	C.I. DIRECT RED 28	CI 22120
2832-40-8	C.I. DISPERSE YELLOW 3	CI 11855
632-99-5	C.I. BASIC VIOLET14	
82-28-0	C.I.DISPERSE ORANGE11	

③皮膚感作性染料

CAS RN	C.I.	
2475-46-9	C.I. DISPERSE BLUE 3	CI 61505
12222-75-2	C.I. DISPERSE BLUE 35	
12223-01-7	C.I. DISPERSE BLUE 106	
61951-51-7	C.I. DISPERSE BLUE 124	
2832-40-8	C.I. DISPERSE YELLOW 3	CI 11855
730-40-5	C.I. DISPERSE ORANGE 3	CI 11005
51811-42-8	C.I. DISPERSE ORANGE 37	CI 11132
2872-52-8	C.I. DISPERSE RED 1	CI 11110
2475-45-8	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500
3179-90-6	C.I. DISPERSE BLUE 7	CI 62500
3860-63-7	C.I. DISPERSE BLUE 26	CI 63305
12222-97-8	C.I. DISPERSE BLUE 102	
2581-69-3	C.I. DISPERSE ORANGE 1	CI 11080
12223-33-5	C.I. DISPERSE ORANGE 76	CI 11132
2872-48-2	C.I. DISPERSE RED 11	CI 62015
3179-89-3	C.I. DISPERSE RED 17	CI 11210
119-15-3	C.I. DISPERSE YELLOW 1	CI 10345
6373-73-5	C.I. DISPERSE YELLOW 9	CI 10375
12236-29-2	C.I. DISPERSE YELLOW 39	
54824-37-2	C.I. DISPERSE YELLOW 49	
23355-64-8	C.I. DISPERSE BROWN1	